

モンゴル国との高校生相互交流事業に係る受入手配業務委託企画提案募集要領

モンゴル国との高校生相互交流事業に係る受入手配業務を実施するにあたり、優れた提案を行ったものに業務委託することとし、その候補者を選定するため、企画提案方式による公募を行う。

1 業務内容

(1) 業務名

モンゴル国との高校生相互交流事業に係る受入手配業務

※詳細は、モンゴル国との高校生相互交流事業に係る受入手配業務委託要領（案）のとおり。

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

(3) 契約方法

本件契約は、公募型プロポーザル方式による企画提案書に基づき最優秀企画提案者を選定し、当該提案者と提案内容に沿って契約内容の協議、調整を行い、契約を締結する随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の2第1項第2号該当）とする。

2 契約限度額

2,602,240円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※限度額を超えたものは失格とする。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県的一般業務委託競争入札参加資格者名簿において、「イベント」または「車両運行管理」の営業種目の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 静岡県内に本社あるいは営業所等が存在すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案参加方法

(1) スケジュール

教育委員会ホームページへの掲載	令和7年5月26日(月)
意思表示書・質問書の提出期限	令和7年6月2日(月)午後4時
質問書に対する回答期限	令和7年6月6日(金)午後4時
企画提案書・辞退届の提出期限	令和7年6月12日(木)午後4時
プレゼンテーション	令和7年6月16日(月)
選考業者の決定・通知	令和7年6月18日(水)以降
(上記日程について、応募状況により変更する場合がある)	

(2) 意思表示書の提出

企画提案参加希望者は、所定の様式(様式1)により参加の意思を表明するものとする。

ア 提出期限

令和7年6月2日(月)午後4時まで(必着)

イ 提出先

静岡県教育委員会教育政策課 政策推進班

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留・特定記録等配達されたことが証明できる方法によること。)

エ 意思表示書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式(様式2)を4(4)の企画提案書の提出期限までに提出すること。

(3) 質問の受付及び回答

ア 提出期限

令和7年6月2日(月)午後4時まで(必着)

イ 受付方法

所定の様式(様式4)に質問内容、社名・担当部署・担当者氏名・電話番号・メールアドレスを明記の上、後述「9 問合せ先」記載のメールアドレス宛に送信する。

ウ 回答方法

質問者にメールで回答するとともに、実施要領・仕様書（案）等を配布した全ての事業者にも、随時メールで送付する。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

以下の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

(ア) 企画提案書（様式3、様式3-2（様式3-2の項目を含めば、任意様式でも構わない。））

(イ) 参考見積書（日本産業規格A4縦型とし、様式は任意とする。ただし、社印及び代表者印を押印すること。）

イ 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

ウ 提出期限

令和7年6月12日（木）午後4時まで（必着）

エ 提出先

静岡県教育委員会教育政策課 政策推進班

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留・特定記録等配達されたことが証明できる方法によること。）

5 業者選定の方式

「モンゴル国との高校生相互交流事業に係る受入手配業務企画提案選定委員会」において企画提案方式（プレゼンテーション）による評価を行い、審査によって採用業者1社を選定する。

(1) 実施日時

令和7年6月16日（月） 午前9時～12時（予定）

(2) 場所

静岡県庁 西館7階教育委員会議室（静岡市葵区追手町9番6号）

(3) 実施方法

- ・参加業者1社あたり10分程度の持ち時間でプレゼンテーションを行い、その後、各委員からの質疑に答える形式で行う（10分程度）。
- ・プレゼンテーションは提出資料に基づいて行い、プロジェクターは使用しない。

6 選定基準

評価項目	評価基準
目的等の理解度	・業務目的や内容について正しく理解し、発注者の意図を踏まえた提案となっているか
事業内容① 食事手配業務	・モンゴル国の文化に配慮し、温かいもの、肉中心の食事をとることができるよう配慮されているか
事業内容② 施設訪問手配業務	・日本の文化や魅力を体験できる訪問地を手配しているか ・参加者の身体的負担に配慮しつつ、多くの経験、体験ができるスケジ

	ルールとなっているか
事業内容③ バス手配業務	・研修参加者の身体的負担及び主催者の経済的負担に配慮した効率的な移動手段・スケジュールになっているか
事業内容④ 宿泊手配業務	・全体スケジュールの中で、安全かつ主催者の経済的負担ができるだけ少なく、移動するうえで効率的な宿泊先であるか。
業務遂行能力・ 実施体制	・当該業務を適切かつ円滑に遂行できる実施計画、人員体制が確保されているか
経費見積の妥当性	・契約限度内で業務内容ごとの所要経費・算定根拠が示され、事業内容に見合った適切な経費見積となっているか
社会的取組	・社会的取組を行っている事業者か。（SDGs達成に向けた取組、規格の取得状況等）

7 選定結果の伝達方法

選定結果は、辞退者を除くすべての企画提案者に文書により通知する。なお、選定結果に係る疑義は一切受け付けない。

8 その他

- (1) 本企画提案に参加するために要した費用は、参加者の負担とする。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。
- (3) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (4) 契約保証金は免除する。
- (5) 受託候補者の企画提案書及び成果物（以下「企画提案書等」という。）に係るすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む）その他一切の権利は、静岡県に帰属する。
- (6) 本業務は、必ずしも当該企画提案競技の採用案に沿って行うものではなく、実施にあたっては詳細にわたり静岡県と協議の上、内容を決定する。なお、協議によって変更した業務に伴う必要経費の増減は契約限度額内で調整するものとする。

9 問合せ先

静岡県教育委員会教育政策課 政策推進班

〒420-8601 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号 静岡県庁西館7階

電話番号：054-221-3134 F A X：054-221-3561

メール：kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp